

令和8年 南伊豆町結婚新生活支援補助金

新婚生活を応援します！

対象となる世帯

※以下の条件をすべて満たす必要があります

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 申請時に夫婦で南伊豆町内に同居している
- 本補助金及び他の公的制度による補助金などを受けていない(不明な場合はご相談下さい)
- 町税等を滞納していない
- 婚姻日において、夫婦の年齢が共に39歳以下
- 補助金の交付を受けた日から1年以上、南伊豆町に居住する意思がある

補助内容

世帯の所得が500万円未満の場合・・・

夫婦共に29歳以下

最大50万円補助

結婚に伴う住居費、引越費用、リフォーム費用を補助します。
対象となる経費や、世帯所得の計算方法などは南伊豆町
ホームページをご覧ください。

夫婦共に39歳以下

最大20万円補助



ご不明な点はお気軽にお問い合わせください

南伊豆町
福祉介護課

TEL 0558-62-6233 (平日8:30~17:15)

MAIL fukukai@town.minamiizu.shizuoka.jp



詳細は南伊豆町
ホームページへ

南伊豆町結婚新生活支援

検索

申請の流れ

1. 申請書類を南伊豆町役場福祉介護課へ提出する

申請書類は南伊豆町ホームページからダウンロードできます

結婚に伴う住居費、引越費用、リフォーム費用(最大50万円)を申請する方

- 結婚新生活支援補助金交付申請書(住居費、引越費用、リフォーム費用)(様式第1号)
- 住民票の写し(世帯全員の記載があるもの)
- 戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- 申請時に発行されている最新の所得・課税証明書
- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
- 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し(住宅購入に係る補助金の交付を申請する場合)
- 住宅の賃貸借契約書の写し及び住居費に係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し(住宅賃貸に係る補助金の交付を申請する場合)
- 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住宅を賃貸している場合で、給与所得者である場合)
- 引越費用に係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し(引越費用に係る補助金の交付を申請する場合)
- リフォームに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し(リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合)

2. 補助金交付決定通知書の受け取り (役場→申請者)

審査の結果、補助金の交付が決定したら「結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書」を送付します。

3. 請求書を提出 (申請者→役場)

通知書が届いたら、「南伊豆町結婚新生活支援補助金請求書(様式第4号)」に記入・押印のうえ南伊豆町役場福祉介護課へ提出して下さい。

4. 補助金の振り込み (役場→申請者の指定口座)

請求書の内容を確認し、補助金を申請者の口座へ振り込みます。

